

平成31年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成31年4月23日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時54分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 小原 良

委員 中村 香

委員 高橋 美里

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

総合教育センター総務室 岩城 美由紀

総合教育センター総務室担当係長 栗須 正則

指導課長 細見 勝典

指導課担当課長 武田 充功

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課課長補佐 小嶋 健司

指導課支援教育係長 須藤 良

指導課指導主事 大川 一幸

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 鷗木 朋和

生涯学習推進課長 大島 直樹

教育改革推進担当担当課長 遠藤 英磨

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 岡田 弘

委員 高橋 美里

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

3月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認ということで取り扱っていきます。

4 傍聴（傍聴者 6名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしということで、また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No. 5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第3号、議案第4号及び議案第5号は人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第3号につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、議案第4号及び議案第5号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、本職から指名いたします。岡田委員と高橋委員をお願いいたします。

7 請願審議

請願第2号（平成30年度） 2020年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願

【小田嶋教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第2号（平成30年度）、2020年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願」について、審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。それでは、どうぞ。

【請願者】

それでは、請願のタイトルが「2020年度使用教科書に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書」について、陳述いたします。

この請願書の請願趣旨については、地教行法の改定に伴う文科省初等中等局長通知の、教育委員会についての最後にある(6)その他の文章を引用しました。

すなわち、教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、教育委員会の現状に関する調査、文部省実施の調査項目となっている、学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。

以上の内容を教科書採択に生かすためには、教科書展示場を一層住民に開かれたものにするのが重要になってきています。

そして、ことしは新学習指導要領における小学校教科書の採択の年なので、以下①から⑦の請願事項を掲げました。

その後、請願を出した後、文科省のホームページを見ましたところ、ことし、平成31年3月29日付の文部科学省初等中等教育局教科書課長、森友浩史氏の「2020年度(新年号2年度)使用教科書の採択事務処理について(通知)」の文章を拝見しました。採択については、公正確保が大事だと書かれた後で、教科書の展示について、こう書かれております。

「(1)教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。」そして、(2)で、展示期間を「6月14日から14日間」とすることが書かれ、しかし(3)では、法定展示期間の前後でも展示を行うことは可能で、「移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるように工夫すること。」と書かれ、なお、学習障害の方の文字等の認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、「普及促進を図ることが望ましい」とされ、なお(5)では、「各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。」これは各都道府県教育委員会となっていますが、政令指定都市なので、読みかえるということで読みましたが、つまり、以上のように、文科省は教科書の採択に関して多くの地域住民に周知、徹底することが重要で、採択に関しての教育委員会の審議が活発になるためには、住民のアンケートによる意見の収集が大切であると述べているのです。

この観点からも、私の請願事項の①から⑦までは、ぜひ採択していただきたいと願うものです。すなわち、

- ①全部の行政区に教科書展示場が設けられてきていますが、縮小することなく、各区の展示場を維持すること。
- ②「教科書展示会場」との表示がなく、場所がわかりにくかったので、教科書展示会場会場によ

く見えるように会場表示を掲げること。

③各会場の展示期間を1週間以上とすること。

④市民へ「教科書採択のために市民の意見を求めている」などのアピールを市の広報に掲載することを含め、教科書採択に関して市民意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと。

⑤今までも意見が書きやすいように机や椅子を用意され、また明るい場所で書けるようになってきていることや、コピーができるようになってきておりますけれども、この点を維持すること。

⑥昼間働いている方が展示場に行けるように、夜、せめて7時までや休日も含めて展示場を開催すること。

⑦このアンケート内容を採択の教育委員会議の数日前に、教育委員に読んでもらう時間を確保すること。

ということなのですが、以上、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

では、以上で陳述を終了いたします。陳述については、本請願の審議に際して参考とさせていただきます。

では、次に事務局からの説明をお願いいたします。

【岩城総合教育センター総務室長】

それでは、請願第2号について御説明いたします。

初めに、請願書をごらんください。2、請願事項の①「全部の行政区に教科書展示場が設けられてきていますが、縮小することなく、各区の展示場を維持すること。」についてでございますが、資料1「教科用図書展示会について」の、①年度別展示会場数をごらんください。これまでの教科用図書展示会場数につきましては、平成25年度は記載の4区の4会場でしたが、平成26年度は新たに宮前区・麻生区に、それぞれ1カ所会場を追加して6会場とし、平成27年度は川崎区の教育文化会館を追加して7会場とし、平成28年度は新たに幸区に1会場を追加して8会場とし、各区に展示会場を設置したところでございます。今年度につきましては、前年度と同様に8会場です。

展示日数につきましては、②「平成28年度から平成31年度の会場と展示日数」の平成31年度合計のとおり、77日実施する予定でございます。

請願事項の②「教科書展示会場」との表示がなく場所がわかりにくかったので、教科書展示会場によく見えるように、会場表示を掲げること。」についてでございますが、教科書展示会場の表示につきましては、各展示会場の入口に表示をしておりますが、今後につきましては、可能な限りわかりやすく表示してまいりたいと存じます。

次に、請願事項の③「各会場の展示期間を1週間以上にすること。」についてでございますが、資料1の②をごらんください。東門前小学校及び教育会館では14日間、総合教育センターでは20日間開催しておりますが、教育文化会館及び各市民館では、市民ギャラリーで展示しており

ます。

1枚おめくりいただき、2ページの資料をごらんください。「川崎市市民ギャラリー使用要項」の第3項の目的の規定では、「ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとする。その他、教育委員会が特に必要と認める場合には展示場として使用できる。」とあり、また、1枚おめくりいただき、3ページの第9項の使用期間等の規定の第1号では、「1回の使用期間は、木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとする。ただし、休館日を除く。」とあり、第10項の搬入及び搬出の規定では、「前項の使用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。」とあることから、木曜日の午後に搬入し、翌週の木曜日の午前に搬出するため、展示期間を原則として金曜日から木曜日の6日間としているところでございます。

なお、第9項の使用期間等の規定の第3号では、「第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用に当たっては、使用できる期間は概ね月の二分の一以内とする。」とありますが、市民団体の市民ギャラリーの利用状況は、使用希望者が抽選になるほど多いということから、教育文化会館及び各市民館の会場では、展示日数を6日間としているところでございます。

次に、請願事項の④「市民へ「教科書採択のために市民の意見を求めている」などのアピールを市の広報に掲載することを含め、教科書採択に関しての市民意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと。」についてでございますが、これまでも教科書展示会場におきまして、アンケート用紙を設置して、市民の意見をいただいているところでございますが、展示会開催の広報につきましては、これまでの市政だよりへの掲載や区役所、市民館、図書館でのチラシの配布及び市ホームページの掲載に加えて、報道機関への情報提供など、さらに広報を充実させてまいりたいと存じます。

次に、請願事項の⑤「いままでも、意見が書きやすいように机や椅子を用意され、また、明るい場所で書けるようになってきていることや、コピーができるようになってきているが、この点を維持すること。」につきましては、展示会場に足を運んでいただきました皆様へ、今後も引き続き適切に対応してまいりたいと存じます

次に、請願事項の⑥「昼間働いている方が展示会場に行けるように、夜、せめて7時までや休日も含めて展示場を開設すること。」についてでございますが、平成30年度の状況を展示会場別に御説明させていただきますので、1ページの資料1の③をごらんください。

まず、東門前小学校につきましては、学校ということを考慮いたしまして、平日の午前9時から午後5時までとしているところでございます。

次に、教育文化会館及び市民館では、土日にも開設しておりまして、時間は午前10時から午後6時までとしております。

次に、教育会館は、開館日である平日の午前9時から午後5時までとしております。

最後に、総合教育センターですが、土日も含めて午前9時から午後6時までとしているところでございます。

教育文化会館及び市民館や総合教育センターにおきましては、土日の開設を行っているところでございます。平日の昼間働いていらっしゃる方におかれましては、この日程の中での御利用をお願いしたいと存じます。

なお、今後、教育文化会館及び市民館や総合教育センターにおいて、1日の時間帯の始めと終

わりの来場者の状況を把握した上で、時間帯をうしろにずらすことも検討しているところでございます。また、会場にいらっしゃる方のために、広報に一層努めてまいりたいと存じます。

次に、請願事項の⑦「このアンケート内容を採択の教育委員会会議の数日前に、教育委員に読んでもらう時間を確保すること。」につきましては、これまでも、全ての展示会終了後に、事前に教育委員会に提出し、確認していただいているところでございます

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

それでは、御質問や御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ、中村委員。

【中村委員】

御請願の内容に関しては、ほぼ網羅できていると考えられたんですけども、ただ、時間に関しては、今後來場者の状況を見て来年以降とかに考えていくということですよ。ということは、ほとんどいいんじゃないかなと思うんですけども。一つこの請願の中で私が疑問に思ったので教えていただきたいんですけども、コピーができるようになっていくかということなんです。私は大学に勤めていて、著作権法はすごく今厳しくなっていて、教育で使う以外はコピーができないとか言われているんですけども、この辺は大丈夫なんでしょうかということ。あと、私たちが見る教科書って、市販のものではなくてゼロ円教科書になっていると思うんですけども、その辺もいいんでしょうかというのはちょっと疑問だったので、お伺いしたいんですけども、それはどうなんですか。

【岩城総合教育センター総務室長】

コピーの件につきましては、県のほうの要綱で、見本本の複写については、「著作権法保護に十分留意し、各教科書センターの実情に応じて対応する」というふうにされておまして、これについては著作権法の、文化庁著作権課への問合せも行われておまして、一部であれば構わないということで、もちろんつきそいの方がいるということなので、私どものほうも必ず常駐している者がおりますので、そのつき添いのもとに、限られた枚数をとる、というふうにはさせていただいています。

そして、それは私的なものということで、インターネットとかに載せてはならないというようなことも注釈をつけて、させていただいています。

【小田嶋教育長】

もう一つ質問があったんですけども。

【岩城総合教育センター総務室長】

ゼロ円教科書というのは、無料ということですか。

【小田嶋教育長】

質問の趣旨としては。

【中村委員】

市販本であればいいような気はするんですけども、私たちのところに届くのって、市販になっていない、以前のものですよね。

【小田嶋教育長】

調査研究のときに届く教科書の扱いということで。

【岩城総合教育センター総務室長】

それについての著作権ということですか。

【中村委員】

でも、今、県にお問い合わせになったら大丈夫だったということは、県はそれを含めてということなんですよ。

【岩城総合教育センター総務室長】

そのように認識しております。

【小田嶋教育長】

両方とも著作権についての御質問ということで、それについては県の要綱でクリアできているというふうなお答えということでよろしいでしょうか。

【岩城総合教育センター総務室長】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

開催日程のところも、ほぼ説明いただいたと思っているんですが、今こちらのほうに示していただきました展示日数を見ますと、7日間可能なところでも搬入搬出を含めると1日とられるので6日間という中で、幸区の幸市民館だけ5日になっているのは何か理由がございますか。

【岩城総合教育センター総務室長】

こちらは、市民館のほうの都合で必ず、幸市民館に限らずなんですけれども、そのときに閉庁日がありまして、点検ですとかそういった日にぶつかったりすると、1日少ないということにな

ることもございます。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

例えば、ギャラリーは1週間ということになっているけれど、特別なことがあれば延長していいというお話があったと思うんですけど、別のお話で、私自分が見に行ったときに、ちょうど搬出のときにぶつかるタイミングで見に行ったことがあって、教科書って結局配られる数は限られているので、見本の展示に使えるのが限られている。そんなにたくさんのセットをできないので、これは今から運んで別の会場に持って行くんですというのを聞いたことがあって、なので例えば会場が確保できたとしても、この展示会に回す分の教科書が確保できなければ、結局少し延ばしてくださいというニーズにも対応できない場合もあるということですかね。

会場だけじゃなくて、教科書そのものもそんなに、私たちの分もあるし、先生方の研究する分もあるので、頑張っこちらに回していただいているけれど、そちらの限界もあるという理解でいいですか。

【岩城総合教育センター総務室長】

おっしゃるとおりでございまして、なので市民館に関しては日にちをずらしてやって、巡回というような形でやっております。

【高橋委員】

その会場と、ある見本の本の資源と合わせて最大限調整した結果がこの日数という理解でよろしいですか。

【岩城総合教育センター総務室長】

そう思っただいて結構でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

小原委員。

【小原委員】

すみません、同じ話でギャラリーのところなんですけれども、ギャラリーの使用期間等のこの要綱の中で、使用期間等のところで、時間が午後9時までというふうになっているんですけど、

展示に関しては18時までという話ですね。この時間のずれは、何の理由で時間がずれているんですか。

【岩城総合教育センター総務室長】

常駐させている職員といいますか、職員が対応することもあるんですけども、主にはアルバイト職員が常駐するんですが、そういったものの予算に関係してきまして、県の予算も関係してきますので、そのへんの限られた金額しかないので、そのへんは時間が9時から9時までというのはちょっと難しいところがございます。

【小原委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいいでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

確認でもう一度教えてください。2号の資料のほうの③のところ、展示時間（参考）と書いてございますよね。これ、私が聞き間違えているかどうかの確認をさせていただきなんですが、東門前小学校以外は全て土日が入っているという理解でよろしいですね。

【岩城総合教育センター総務室長】

いえ、教育会館は平日になります。

【岡田教育長職務代理者】

教育会館が平日ですね。

【岩城総合教育センター総務室長】

あと、東門前と教育会館以外は土日も含めて。

【岡田教育長職務代理者】

わかりました。ということは、市民の方々が先ほどありました、7時以降というふうに考えたときに、平日以外で土日が全てここには含まれているということでございますね。

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ちょっと私からも1点お聞きしたいんですが、請願事項の④にかかわって、先ほど、報道にも情報提供をことはしていきということで伺いましたけれど、今までに、この教科書展示について新聞等に出たことというのはございますか。

【岩城総合教育センター総務室長】

昨年、東京新聞、神奈川新聞、タウンニュースには載せていただいておりますが、特にこちらから働きかけということはしていませんでした。

【小田嶋教育長】

こちらから投げ込みはしなかったけれど、東京新聞、神奈川新聞、タウンニュースには載せていただいたと。ことしはこちらから報道機関に情報提供していくということ。

【岩城総合教育センター総務室長】

そうですね、少し積極的にということ、そういったことをやっていきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、この請願第2号に関する取扱いについてですが、取扱いについて何か御意見ございますか。

【岩切委員】

一つだけ確認ですが、先ほどの会場の展示時間の変更というのは、これはどういうときに変更、うしろ倒しにするということなんでしょうか。

【小田嶋教育長】

来年に向けてですね。

【岩城総合教育センター総務室長】

来年に向けてということで、予算が限られている部分がございますので、前の時間帯とうしろの時間帯を、ことしについては様子を見て、前の時間帯が少ないようなら、うしろに下げるといようなことや、多少時間を延ばすということも含めて、それは予算要求との絡みもありますけれども、そういったことも含めて今はちょっと考えております。

【小田嶋教育長】

今までの時間帯ごとの入場者数というのは、特に統計はとっていませんでしたね。ことしは、それを最初と最後のあたりでとってみて、その状況によってはうしろにずらすことも考えているということですね。

それでは、今までの審議を踏まえまして、請願の取扱いについて決定してまいりたいと思えます。

請願事項①については、今年度も全ての区において前年度と同様に展示会場が設置される予定であるということ。また、請願事項②の展示会場の表示をよりわかりやすくすることや、請願事

項④の市民への広報を充実させていくことについては、事務局にはできる限りの工夫をお願いすること。請願事項⑤及び請願事項⑦については、引き続き適切に対応していくこと。そういったことが確認できたかなと思います。

しかし、請願事項③「各会場の展示期間を1週間以上にすること。」につきましては、市民ギャラリーの使用期間の規定や利用状況の関係から利用できる期間に限りがあり、対応が困難なこと。さらには、請願事項⑥にある展示時間については、まずは今年度来場者の状況を把握した上で、今後時間帯の変更を検討するとのことで、今年度すぐに対応するというのは難しいものと考えられます。

以上の点から考えますと、願意は十分踏まえた上ではございますが、本請願の取扱いとしましては、全てを願意のとおり実施することは難しいということもございますので、願意をしっかり受けとめながら、扱いとしては不採択としたいと考えていますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたしたいと思います。

8 議事事項 I

議案第2号 平成32年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【小田嶋教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第2号、平成32年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長、お願いします。

【細見指導課長】

それでは、ただいまから議案第2号「平成32年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」、御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。初めに、「平成32年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「平成32年度川崎市使用教科用図書採択方針」を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1)採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関連法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、

公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、平成32年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内の米印4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。

なお、以下、この教科書目録に搭載された教科用図書以外の教科用図書を、「附則第9条図書」と呼んでまいります。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5) 静ひつ採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について、誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は学校ごとに採択を行います。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。

「(7) 採択時期」につきましては、8月31日までに行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものと採択いたします。

1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。1点目は「学習指導要領との関連」、2点目は「編集の趣旨と工夫」、以下「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。「4 教科用図書の採択手順」でございますが、初めに(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行います。採択手順は、8ページ、採択の手順フロー図①のとおり行いますが、詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましては、道徳を除くほかの教科用図書は、ことしは4年に1度の採択がえが行われる年に当たりますが、平成33年度からの新しい学習指導要領の実施に伴いまして、平成32年度、来年度になりますが、

中学校が使用する教科用図書の新たな採択を行う予定となっております。

また、文部科学省からも、平成30年度検定において新たな図書の申請がなかったとの事務連絡を受けています。

このため本年度におきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを教育委員会におきまして採択することといたします。

次に、(3)の高等学校の教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんので、各学校の状況に応じて採択を行いますが、(4)の特別支援学校、特別支援学級等の教科用図書も含めまして、後ほどフロー図にて御説明いたします。

それでは1枚おめくりいただきまして、6ページをごらんください。中段5の、「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月14日から8月7日までの期間におきまして、お示しの8カ所でそれぞれ実施いたします。

開催日時につきましては、1枚おめくりいただき、7ページの会場・日時一覧のとおりでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、8ページをごらんください。こちらは小学校における教科用図書の採択手順のフロー図でございます。

採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究会を依頼いたします。

各学校では校内調査研究会を設けていただきまして、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で調査研究会に報告していただきます。

調査研究会は調査研究員により構成されておきまして、⑤で各学校からの報告を取りまとめた調査研究及び⑥で全ての教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。

教科用図書選定審議会は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておきまして、調査研究会からの報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ独自の視点で審査し、最終的に教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書を採択していただきます。

教科用図書の採択に当たりましては、「学校、教科担当者、教育委員等が、それぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、9ページをごらんください。こちらは高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。一番下の四角囲みに、「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各学校において、それぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。

この校内調査研究会は教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。例えば国語でいいますと、国語という教科の中に現代文、古文、漢文にかかわる教科書がございますが、それらにかかわる国語科の教員が全員で調査研究するという会でございます。

そして、この校内調査研究会では、各校の目指す生徒像や身に付けさせたい力等を教科ごとに記載した教科用図書採択の観点を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する

内容の調査研究を行いまして、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

「調査研究会」は各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となった全ての教科用図書について調査研究を行い、⑤で「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて、10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告をもとに採択候補一覧表を作成し、教科用図書採択の観点とともに、⑥で教科用図書選定審議会に提出いたします。

それでは1枚おめくりいただきまして、10ページをごらんください。特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。

特別支援学校の小中学部及び小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が附則第9条図書の使用を希望する場合には校内調査研究会を設置し、対象となる児童生徒の発達段階や障害の状態、能力、適性などを踏まえて調査研究を行い、審議会に報告いたします。

特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、各学校ごとに選定した図書を審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただいております。

それでは1枚おめくりいただきまして、11ページをごらんください。こちらは今後のスケジュールでございます。

それではもう1枚おめくりいただきまして、12ページのほうをごらんください。「平成32年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。今年度は平成32年度に使用する小学校の教科用図書採択、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見を伺うため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について諮問を行うものでございます。

本委員会で御承認いただきましたら、1枚おめくりいただきまして、13ページのとおり諮問いたしまして、手続を進めてまいりたいと存じます。

さらに1枚おめくりいただきまして、14ページは当該諮問の根拠法令でございます、「川崎市附属機関設置条例」でございます。

そして3枚おめくりいただきまして、17ページは「義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」の該当情報を掲載しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

それでは、議案第2号につきまして御質問等はございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

3点ございます。1点目は大したことではないんですけども、平成32年はもうないですから、言い方を変えたほうがいいかなというふうに思ったのが一つです。

それから2点目は、4ページを見ていただきたいんですけども、調査審議の観点ということで、アとイは基本的なこととして、これがなければ基本的には検定を通らないわけですから、もちろん大事なんですけれども、このウを特に重要視していただけるといいのかなと思いました。特に川崎の子どもにとってどういう教科書がいいのかということの研究するときに重点的にしていただけるとありがたいと思いました。

3点目はスケジュールについてなんですけれども、このスケジュールを見ていてちょっと気になる点が1点あります。それは、去年も採択をしましたけれども、その後から高校の教科書が足りないということで追加採択を何回かしたと思うんですけども、そういうことがないように、必要な教科書はこれ、それに対してこれだけ採択したというのを、どこかの段階で確実にしなければ、また同じことになってしまいますので、それをどこかに入れていただきたいというのがお願いです。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

今年の年号の扱いにつきましては、実は規定がありまして、それは説明できますかね。

【細見指導課長】

4月に、今回諮問という形でさせていただいております、5月になってから令和という文言を使っていくということで、あえてここには平成32年という形で作成させていただいております。

【中村委員】

規定があるのでしたら結構でございます。

【細見指導課長】

先ほどの内容につきましては、かわさき教育プランなども進めてまいりまして、下から2番目に、川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか、4ページですけども、ウの内容の下から2番目に書いてありますとおり、川崎市の教育がどういったものを大切にしているかということも踏まえて審議してまいりたいと考えております。

あと、スケジュールにつきましては、昨年度の反省を踏まえまして、調査研究員が調査研究していく段階から漏れがないように逐次チェックしながら進めてまいりたいと思います。状況も踏まえて含めて、全て漏れがないようなチェック体制を整えてまいりたいと思います。

【小田嶋教育長】

年号については、どなたか規定。

【石井教育次長】

年号表記につきましては、庁内に規定がありまして、御即位前、4月中に発する公文書については平成32年として。5月以降のものについては、改めて令和にするという、そういう規定で今、整理をさせていただいております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

9ページの、高等学校における教科用図書の採択手順のところなんですけれども、校内調査研究会と調査研究会と二つあると思うんですけれども、調査研究会は全ての教科用図書を研究するというふうになってはいるんですけれども、これも校内調査研究会から調査研究会に、教科用図書の調査結果報告書を提出というふうになっているんですけど、これはなぜ提出するんですか。

【小田嶋教育長】

それでは、説明お願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

右側の調査研究会は、今、全てではなくて、選定候補となった全てのことになっていきます。ですので、例えばある学校で候補を三つ挙げてきたら、その三つを調べてあげるという。以前は全部を調べていたんですけれども、800冊あるのを全部調べるのは無駄だということなので、各校で候補に挙げたものを右側の調査研究会に送って、それを調べましょう。各校が校内採択候補検討委員会に挙げたものと、調査研究会のほうで市立高校全部で調べたのを挙げて、それらを見ながら、じゃあうちの学校はこれにしましょうというのが、校内採択候補検討委員会という形になっております。

【小原委員】

そうすると、あれですね。校内調査研究会が校内採択候補検討委員会のほうに挙げる、教科用図書採択の観点とか教科用図書の調査結果報告書の裏づけを調査研究会が出してくるような形ですか。

【濱野指導課担当課長】

ほかの学校の先生にも見ていただくし、あと学校によっては、美術の先生が一人しかいないような場合に、ちょっと一人ではというのもあるので、他校の美術の先生の意見も聞きながらということもありますので、そういった意味で客観的な意見を入れて採択候補検討委員会のほうで決

定するというごさいます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【岩切委員】

今の点に関して、もう少し教えていただきたいんですが、そうすると、この校内調査研究会にも、そして調査研究会にも、そして校内採択候補検討委員会にも所属する先生というのが出てくる可能性があるということですか。

【濱野指導課担当課長】

はい。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

同じ9ページで、③で校内調査研究会から調査研究会に調査結果報告書を提出とあるんですけど、去年聞いた理解だと、校内調査研究会は校内調査研究会で、例えば研究して三つ出します。その三つを調べてくださいというお話が調査研究会にいて、調査研究会は校内調査研究会の結果を受けてではなくて、独立してたしか調査をして、その内容を校内採択候補検討委員会に出すという説明を聞いた気がするんですけど、その場合、この③のところで校内調査研究会の報告書を調査研究会に出すということは何か意味があるんですかというか、逆に独立性が保てないような気がしたんですけど。

【濱野指導課担当課長】

3番のほうには、調べた内容は載せずに、この教科書ですというものだけを送ります。候補に挙げたのはこの3冊ですというような。

校内調査研究会は、自分の学校にこういう教科書が合うだろうという観点で当然調べます。右側の調査研究会のほうは、どこの学校というわけではなくて、この教科書はこういうところがすぐれているとか、そういったものを調べる。それを上の段の採択候補のほうですり合わせて最終的に候補を挙げるという形になります。

【高橋委員】

だから、ただこの三つを調べてくださいというお願いが、この教科用図書の調査結果報告書の

内容ということですね。なので、それぞれが独立した観点で調査されるというのが担保されているということですか。わかりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【小原委員】

今のところで、③と④のところが、教科用図書の調査結果報告書というふうになっているんですけど、両方とも。

【濱野指導課担当課長】

そうですね、タイトルが。

【小原委員】

これは、できれば、③のほうを選定候補のみであれば、選定候補のみの通知とか、そういうような書き方をしないと、同じ書類がそこへいくことに誤解をするので。

【小田嶋教育長】

それについては変更可能ですかね。またちょっと検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第2号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決といたします。ありがとうございました。

9 報告事項 I

報告事項 No. 1 平成31年第1回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.1 平成31年第1回市議会定例会について」の説明を、総務部長、お願いいたします。

【亀川総務部長】

それでは、総務部長の亀川から御報告させていただきます。

「報告事項No.1 平成31年第1回市議会定例会について」、御報告させていただきます。

今回の市議会定例会は、2月12日から3月15日までの日程で開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。資料の1ページ、「(1)平成31年第1回市議会定例会の提出議案について」でございますが、教育委員会関係の議案といたしましては、議案第34号「小杉小学校の建物の取得について」の1議案でございます。

この議案の内容は、小杉小学校の建物を川崎市まちづくり公社から約49億6,000万円で買い入れるものでございまして、2月13日の文教委員会において審査が行われました。

主な質疑といたしましては、「通学路の安全対策」について質問があり、「通学路の安全対策については、地域の方々の協力も必要であるが、本小学校は開校前であり、PTAが組織されていないため、特に安全対策が必要と思われる小杉町交差点からJR高架下までの箇所については、民間の警備会社を活用した安全対策を行うことを考えている」と答弁いたしました。

意見といたしましては、「通学路の安全対策に当たっては、子どもたちの安全を考慮した適切な対応を行ってほしい」、また、「小杉小学校の体育館に空調設備が設置されていないが、本小学校は災害時の避難場所にも指定されることから、本小学校の体育館の空調設備については、可能な限り早期の設置を検討してほしい」などがありました。

審査結果といたしましては、全会一致をもって原案のとおり可決し、2月15日の本会議におきましても、全会一致をもって原案のとおり可決されたものでございます。

続いて2ページをお開きいただきまして、「(2)平成31年第1回市議会定例会の答弁について」でございます。まず、「①代表質問」でございますが、2月25日、26日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。

主な内容といたしましては、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関するもの、体育館へのエアコン設置に関するもの、児童虐待の防止に関するもの、給食事務の公会計化に関するものがございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の4ページから17ページにまとめてございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に3ページ、「②予算審査特別委員会」でございますが、3月4日から7日までの4日間で行われ、23名の議員から28項目の質問がありました。

主な内容といたしましては、寺子屋事業に関するもの、給食調理室の改善に関するもの、地域文化財に関するもの、英語教育に関するものがございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の18ページから48ページにまとめてございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、3ページの下の方、「③代表質疑」でございますが、追加議案として出された「川崎市教育委員会の教育長の任命について」の議案に関して、3月15日の本会議で2会派から質疑がございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の49ページから51ページにまとめてございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、平成31年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

何か質問はございますでしょうか。

【高橋委員】

一つだけ。44ページのところの、もとの43ページの3月7日の織田委員の質問で、医療的ケア支援事業のお話があって、答弁の最後のところで、看護師さんの確保をされているということで書いてあると思うんですけど、これは4月に新学期になって支援する看護師さんが手当できたのかどうか。それか、まだ見つかってなくて、訪問看護ステーションから来られている状態になっているのか、そこの状況だけ確認したいです。

【小田嶋教育長】

これは学校教育部長のほうから。

【森学校教育部長】

御心配のとおり、なかなか今、看護師確保というのは大変厳しい状況でございまして、そういう意味で、今現在訪問看護ステーションからの力を借りて、今補てんしているところでございますが、早急な採用に向けまして、積極的に今働きかけているところでございますので、近いうちに任用できると考えております。

【高橋委員】

引き続き、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.1につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

報告事項 No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、総務部長、お願いいたします。

【亀川総務部長】

それでは「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」、御報告申し上げます。

今回は、前回報告をいたしました、2月8日の教育委員会以降に審査されました陳情の御報告

を申し上げます。

お手元の資料の、「市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況」の6ページをお開きいただきたいと存じます。

昨年12月に提出されました陳情第139号「ゆきとどいた教育と安全安心な給食を求める陳情」でございます。

内容は、「国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで実施するよう、意見書を提出すること」などを求めるものでございまして、3月8日の文教委員会において審査が行われました。

審査の結果、本件の取り扱いにつきましては、財源確保が厳しい状況にある中で、国に対する要望や研究指定の取組を行っていること、また、給食費の徴収業務を公会計化する方針が示されたことなどから、当面の情勢を見守っていくべきであるとして、継続審査となりました。

なお、本日お示しした請願・陳情につきましては、本議会が現議員の任期中の最後の議会となり、規定により議会閉会日をもって継続審査となっております、2ページ目の陳情第59号、3ページ目の陳情第62号、5ページ目の陳情第96号、請願第43号、6ページ目の陳情第139号につきましては、審議未了、廃案となるものでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

質問等いかがでしょうか。

それでは、報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

報告事項 No. 3 平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

【小田嶋教育長】

続きまして、「報告事項No.3 平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

それでは、報告事項No.3の「平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」をごらんください。

説明に当たりましては、限られた時間でございますので、主な項目を中心に進めさせていただくことを御了承ください。

まず1の「募集の区分」についてでございますが、「全日制の課程」及び「定時制の課程」にお

いて募集をいたします。

次に、3の「学区の確認」につきましては、4枚おめくりいただき、資料1の「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」の抜粋をごらんください。川崎市立高等学校の学区につきましては、第2条第1項及び第2項にございますとおり、「普通科」に係る学区は「川崎市内全域」とし、「普通科を除く学科」、具体的には工業や商業などの「専門学科に係る学区」は「神奈川県内全域」といたします。また、第4条の「就学の特例」といたしまして、普通科において、川崎市外であっても「県内に住所を有するもの」は「志願することができる」ものとし、この場合において入学を許可される者の数は「募集定員の8%以内」といたします。

要綱の1ページにお戻りください。5の「募集期間」につきましては表のとおりでございます。表の右側の「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程において、受験の機会をさらに確保するため、共通選抜の合格発表後に実施する選抜でございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。7の「志願変更」については表の日程で実施いたします。志願変更とは、出願後、発表された志願倍率を見て、志願先高校を変更できる制度でございます。

次に、9の「選抜のための検査」についてでございますが、全日制課程は原則として国語、社会、数学、理科、英語の5教科と面接、また必要に応じて特色検査を実施するものいたします。定時制課程は、国語、数学、英語の3教科と面接及び必要に応じて特色検査を実施するものいたします。

特色検査につきましては、川崎市立高校で例年実施しておりますのは、川崎総合科学高等学校のデザイン科と橘高校のスポーツ科の二つの学科です。デザイン科ではデッサンの実技、スポーツ科では共通種目とサッカーやバレーなど7種目から1種目を選択する実技を実施しております。

1枚おめくりください。10の「検査等の期日」でございますが、先ほど説明したとおり、共通選抜の発表後に定通分割選抜を実施いたします。

次に、11の「二次募集」でございますが、「二次募集」は合格者が募集定員に満たなかった場合に行うものでございます。なお、「二次募集の志願資格」を「平成32年度入学者選抜の合格者になっていない者」としてしておりますが、これは進学先がまだ決まっていない受検生に配慮した措置でございます。

3枚おめくりいただき、資料2をごらんください。「平成32年度川崎市立高等学校における募集形態」でございます。市立5校では「全日制課程」と、昼間部のある川崎高等学校の定時制課程につきましては、「共通選抜」のみを実施し、募集定員の全てを募集・選抜いたします。

一方、夜間部のみ定時制課程では、「共通選抜」においては募集定員の8割を募集・選抜し、後日行われる「定通分割選抜」で残りの人員を募集・選抜いたします。

説明は以上でございますが、最後に平成29年度入学者選抜から導入されているマークシート方式及び受験生に交付している答案の写しにつきましては、簡単に御報告させていただきます。

マークシート方式につきましては、3年目になりましたが、大きな問題もなく作業を実施することができました。また、受験生が得点や採点結果を確認できるように実施しています答案の写しの交付につきましても、採点誤りの指摘や質疑など、川崎市立高等学校に寄せられた問合せに関する報告は一切受けておりません。

以上、「平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」につきましてはの報告でござ

ざいます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
何か質問等はございますでしょうか。

【中村委員】

県内の方も、8%以内であれば受け入れるということなんですけれども、これは県内の方の受験倍率が幾つかというのはわかるんですか。

【濱野指導課担当課長】

公表するときには、3条というのは学区内なんですけど、3条が何名、4条が何名というような形で公表いたします。ですので、県内の8%の人がちょっと多いと、自信のない人は志願変更とかで変えるということになるかと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【小原委員】

参考までに教えてほしいんですけど、資料2のところ、川崎高等学校の普通科なんですけど、これって例年どれくらいの倍率なんですか。

【濱野指導課担当課長】

川崎高校普通科の倍率は、今年度1.13でした。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

単純な質問なんですけれども、先ほどの県内の方が8%ぐらい入る。これによる、最大のメリットというのはどんどころにあるんですか。

【濱野指導課担当課長】

市外の方でも、実はギリギリこっちのほうが近い、遠いというのもありますし、市立高校は大変特色を出しておりますので、どうしても遠いけれども通いたいというお子さんもいらっしゃる

ますので、そういったものを受け入れるというためのものです。

【岩切委員】

例えば、外から来る人が学力が高いから何か切磋琢磨されるとか、何か生徒たちのためのメリットというのは何かありますか。

【濱野指導課担当課長】

実際、先ほども言いましたけれども、倍率が、第4条で学区外の生徒さんなんですけれども、倍率が出てしまうと、どうしても志願変更してしまうので、特にそれでという数字は余り出ておりませんが。

【小田嶋教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

わかる範囲で参考に教えてください。たしか、去年は都立高校がすごい定員割れを起こして、名門高校が二次募集を起こすというようなことがたしかニュースになったり、たしか神奈川の県立高校が不合格者数が結構多いみたいなニュースを聞いた記憶があるんですけど、そこは違うのかな。

例えば神奈川県立の県立高校とか、東京都立の高校の状況によって、川崎市立高校の入試の募集とか倍率とか、そういうのって結構影響を受けるのか、割と川崎は川崎でいつも安定して独自でやっている感じなのか。

【濱野指導課担当課長】

神奈川県の公立高校のほうの約束事というわけではないんですけれども、中学校との約束の中で、私立第一希望で受かった者は志願を取り消してくださいという約束があります。ですから、受かってから取り消すという生徒は原則いないことになっています。これは中学校との約束で、紳士協定ではないんですけれども、そういう形で無駄に落ちる生徒、募集定員以上に合格者を出さないことになっていますので、補欠合格とかは出しませんので、そうすると、後で定員割れということになってしまいますので、一応中学校との約束事で、第一希望の私立が決まったお子さんは志願を取り消してくださいということになっていますので、神奈川が多く取っちゃったとか、そういうことはありません。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

あまり川崎市立の学校はまわりのいろんな状況に振り回されないというか、独自というか。例えば橋とか、特色を出しているところは、そこを狙って来るので、余り上下があったりというこ

とはあまりないと思ってもいいですか。

【濱野指導課担当課長】

はい。

【小田嶋教育長】

ちなみに、先ほど学区外の8%というのは、横浜市立高校においても、同じように8%分は市外からというふうにやっています。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

既に傍聴人の方はいらっしゃいませんが、これからは、先ほどお諮りして決定したとおり非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、今後は傍聴人は入れないということを確認したいと思います。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No.4は承認された。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項 No.5は承認された。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第3号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第3号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」の説明を、指導課長、お願いします。

【細見指導課長】

それでは、「議案第3号、川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」、御説明させていただきます。

この議案は、先ほど御承認いただきました教科用図書選定審議会への諮問事項を調査審議するため、選定審議会委員の委嘱または任命につきましてお諮りするものでございます。

委員の構成につきましては、学識経験者を3名、学校教育関係者が12名、市職員が1名でございます。合計16名の方々を委嘱または任命いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページ以降は川崎市附属機関設置条例でございます。

本議案が承認されましたら、委嘱等の手続を進めていく予定でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、議案第3号は原則のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

議案第4号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第4号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、議案第4号「川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等」につきまして、御説

明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員につきましては、任期を平成30年5月から審議または調査終了までのおおむね2年間としているところございますが、このたび、退職や異動等に伴い解嘱・解任となる委員がいるため、平成31年4月24日から新たな委員の委嘱及び任命をお願いするものでございます。

それでは、議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページ「川崎市社会教育委員会議専門部会委員（幸市民館専門部会）の委嘱等について」をごらんください。

表の左側には、新たに委嘱及び任命をする委員の氏名、現職等を記載してございます。表の右側は、現委員でございます。1号委員で南河原小学校長の青木委員が解任となり、新たに西御幸小学校長の平井氏を任命するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。中原市民館専門部会でございます。1号委員で東住吉小学校長の志村委員が解任となり、新たに井田小学校長の中原氏を任命するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。宮前市民館専門部会でございます。1号委員で野川小学校長の藤生委員が解任となり、新たに菅生小学校長の金田氏を任命するものでございます。

次に4ページをごらんください。麻生市民館専門部会でございます。4号委員で和光大学現代人間学部教授の岩本委員が解嘱となり、新たに和光大学現代人間学部非常勤講師の角田氏に委嘱するものでございます。

次に、5ページをごらんください。図書館専門部会でございます。1号委員で宮崎中学校長の田中委員が解任となり、新たに柘形中学校長の大津氏を任命するものでございます。

次に、6ページをごらんください。青少年科学館専門部会でございます。1号委員で玉川小学校長の滝澤委員が解任となり、新たに南生田小学校長の小川氏を任命するものでございます。

次に、7ページをごらんください。青少年教育施設専門部会でございます。1号委員で日吉小学校長の長井委員及び柘形中学校長の富増委員が解任となり、新たに宮崎台小学校長の佐藤氏及び生田中学校長の小沼氏を任命するものでございます。また、4号委員で和光大学現代人間学部教授、地域流域共生フォーラム代表の岩本委員が解嘱となり、新たに和光大学現代人間学部教授の大橋氏に委嘱するものでございます。

なお、資料といたしまして、社会教育委員会議に関する関連法規の抜粋版をお配りしてございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問はございますでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

全く反対ではないんですけれども、7ページの学識委員が両方同じ大学の同じ学部の教授というのは、この方をどうのこうのということでは全然ございませんが、なるべくいろんなところにしたほうがいいのかという気はいたしました。

【大島生涯学習推進課長】

今回の委員の決定に当たりましても、前任の委員から御意見等々いただいた上での今回の人選ということになりましたが、今の御意見の参考にさせていただきながら、今後検討してまいります。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

それでは、議案第4号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

議案第5号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第5号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」の説明を、教育改革推進担当担当課長、お願いいたします。

【進藤教育改革推進担当担当課長】

「議案第5号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」、御説明申し上げます。

議案のほうをごらんください。

このたび、荻宿小学校並びに稲田中学校の学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして報告がございました。

委員変更の理由は、PTA役員の改選に伴う新旧役員交代により、新たな役員が学校運営協議会委員の保護者委員として推薦されたためでございます。

なお、両校ともに新委員の任期は、学校運営協議会規則第11条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますので、任命された日から平成33年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等はございますでしょうか。

では、議案第5号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了とさせていただきます。
お疲れさまでした。

(15時54分 閉会)